前 期 的 資 本の 蓄 積 過 程 (三)

鴻池家算用帳の研究の 一節

安 別 重

明

課題の長定

E

次

算用裏の造成

四三二 業務の大勢(以上第一一巻第五号) 算用帳を通してみた資本蓄積

預 利息収入 り銀 〔以上第一一巻第二号〕

Ŧī.

用(その他の支出を含む)

七

 \equiv 諸払. 諸払 享保十年以降 享保九年まで

=

残された諸問題〔次号の予定〕 費用について〔以上本号〕

八

用 (その他の支出を含む)

七

費

れなくなり、 すでに明らかにしたごとく、 ②元禄五年より「留帳かし」、 算用帳の賃有銀 「智帳金」、「留帳差引残り」の項があらわれ、 (貸借対照の借方) ②延享二年から安永二年の間に「北印」・「別印」・「北別印」が加っ においては、 ⑴延宝五年以後利息未収分が計上さ 預り(貸方)については、

(1)延宝五年以後利息未払分が計上されなくなり、

記

一帳の精密化という点で、

貸・借・損・益の四つの勘定のうち、

ζì o

全年度にわたって観察することは煩瑣にすぎるから、

費用の趨勢をみるため、

文年代において未分化であり、時代の経過とともに、

i

か

し件名・人名ごとに記載する原則

は不変であった。

それ

層簡単化し、

は

	第14表 資に対	する費用の比	
年 度	資本(貸有銀)	費 用(諸払)	費用の比
寛文 12年	貫 521	貫 23.4	% 4.5
延宝 1年	702	20.9	3.0
* 2年	7 63	64.6	8.5
元禄 4年	6,837	70.3	1.0
5年	7,637	104.8	1.4
*宝永 5年	27,022	1,450.9	5.4
*正徳 5年	37,379	1,522.7	4.1
*享保 2年	39,494	2,636.1	6,7
6年	17,817	287.9	1.6
7年	17,742	256.6	1.4
8年	19,005	238.7	1.3
9年	20,715	743.7	3.6
10年	20,755	78 3.4	3.8
寛保 4年	21,633	755.6	3.5
延享 1年	21,635	742. 3	3.4
安永 2年	24,164	776.8	3.2
3年	26,342	575.9	2.2
*寛政 6年	34,831	760.0	2.2
11年	36,489	294.8	0.8
文化 12年	39,632	543.0	1.4
13年	38,806	548.5	1.4

くに費用の多い年である。 資本は当該年の期首 費用は当該年末の決算である。

> 代が入っているから多額であるが 平年度では三―五%といえる。

元

年は前述のごとく購入した家屋敷

は大体三%前後である。

延宝二

禄—

比較的無原則であり、そうした状態は享保九年まで続くが、享保十年以降は非常に整備され、 諸払・小払の合計 すなわち全支出を各期の資本額 各期のかなり平均的な年度の若干を選んだ。 に対し、 未分化のままであった。 費用の勘定が最も変化が大きい。 損益計算のなかの収益勘定は初年度た (貸有銀 五〇貫目までで、 によれば、 第一表A項)と比較し 寛文―延宝期は費用 記帳原則が 費用の勘定も初 資本に対する費 この第一 は っきりす てみ 期 四 る寛 15

表 た

は

年 二・三年には、 % ち Ų 心 に は損銀が重なり、 のべるように元禄十四 少い年は一一二%となる。 資本に対して多い年は 享保期には費用の比率は変動 新吹金銀引替損 正 徳 T 五~ 字保 0

事情のいくらかは以下で明らかになる。

79

拎

百、干、万を抜き、壱・弐を一・二としたご

享保九年まで

小払について観察を進めよう。

質目、 た。はじめは一○貫目ぐらい、元禄五年までは五○貫目をこえることはなかった。その後収益の増大と比例するよう に諸払も増加する。 寛文十年代は諸払といった名称は与えられていない。次にのべるように諸払は、 正徳五年八八七貫目、同六年一四〇六貫目、 多い年をひろうと、元禄九年には三一○貫目、 享保二年一四九六貫昌、 同十四年には五六一貫目、宝永六年には一三六一 同三年二四七五貫目などであった。その 当時一利銀打銀払」その他であっ

 (Ξ)

分化していない。以下の引用には両者が含まれている。(以下の引用では、よみやすくするため、数字はなるべく略記した。 う (寛文十年の算用は寛文九年九月から同十二月までのものである)。 当時は費用の計算は次のごとき形をとっていた。 簡単なものであるから、寛文十年—十二年の三ヵ年分をかかげよ 当時、 諸払と小払は後年のように、

二貫三九五匁八三 | 貫七〇| 匁九〇 是ハなだや新右エ門取かへ銀十一〆九百七十目二分、元銀ヲ弐歩切そん銀払立申候 是ハ油屋次右エ門取かへ五と四百弐拾目、 元銀三歩切そん又七十五匁九分ハ申十二月壱ヶ月分利共

六九六匁六九 酉九月ゟ同極月迄方、へ利打ニ出し申候

右同断小判売買そん銀也

五口 九貫三〇七匁一四 一貫六五二匁六五 〆六貫四四七匁九七 払 内払方 (寛文十一年) 戊年方~利打出し申し候分 酉九月ゟ同極月迄万事小遣入申候

三口〆一三貫五二一匁九五 払 三貫二一四匁八一 彦兵ヱ給分銀取置ヲ返済 戌年万事小払遣申候分

(寛文十二年)

九貫七二九匁九二 一貫五五九匁五五 亥年方、へ利銀打銀渡ス分 亥年方~利銀相渡不申分

四貫〇三三匁九八

亥年小払遣申候

《一五貫三二三匁四五 払

損銀であり、第一表をみれば分るように小判売買で損をしたのは寛文九年、元禄五年だけであり、その他の年度は、 打銀をさすものである。だから利銀は利息の払いを、打銀は為替打ち賃の払いを意味する。第四の九分は小判売買の 目の六九六匁余は 寛文十年の前二件は、灘屋新右衛門、油屋次右衛門取かえ銀の二割、三割が損銀として支払われたものであり、三番 たとえわずかであっても利益をあげていた。最後の一貫六五二匁余は、 「利打ニ出し申候」とある。「利打」は、寛文十一年、十二年のものをみればわかるように、 「万事小遣」である。寛文十一年は「利打」 利銀と

銀之残り取不申分」。

「万事小払」、「彦兵衛(手代)

給分」からなり、

寛文十二年は

「利銀打銀」「利銀相渡不申分」「小払」よりなる。

ح

ったと考えられ

とが一しよになっており、このころから、費用計算が「諸払」と「小払」の二つに大引される原則があらわれつつあ

六年の収益には次の一 寅年分引」。 以上経過したものは、未収損銀として計上されていた。 する傾向にあり、 「一 参貫七百四拾四匁 (貸有銀)にあった元銀二四貫目に対する二ヵ年分の利息は、 延宝五年まで損銀として、払方に計上されていた利息未収分は同六年以降、 この原則では、 煩瑣となったため別の帳簿によって処置されるようになったと考えられる。それまでは未収で一年 項がある。 戸田伊賀守様取替銀元弐拾四貫目丑年分利渡り不申引」「一参貫七百四拾四匁 いったん処理された古い利息が後年になって入ってくると収益として計上された。 __ 八百三拾六匁九分 例えば戸田伊賀守の利息滞分についてみると、 松平大和守様取替銀之弐拾貫目夘ノ歳 延宝四年には 費用 あらわれなくなる。 (支出) に入れられ 利息未収分は増大 (延宝三年) 延宝三年借方 処理された。 右同 分利 断

81 からである。元禄五年にははっきり利払・小払の二項となる。同四年までは「利銀万事払」となっているから、 七貫六九四貫六分 貞享三年には、 家屋敷代として三一貫八二四匁六分、 (普請入用を含む) が支出されている。 同四年には二○貫四七六匁一分三厘、 元禄二年に京町堀四丁目、 海部堀川町で家屋敷を購入した 元禄三年には 実に 元禄 二八

五年以後略称されるようになったものであろう。しかし「利払」にはその他の支出理由が併記されているのが普通で

元禄十五年

利払、

大和屋儀右衛門損銀、

諸事払」

あり、 M項を参照されたい。 江戸前期の営業を知る一助となりうるので、利払の項

(後年の「

「諸払」にあたる)を抜粋する。

銀高は第

表

元禄十二年、 十三年 「利払、古金銀之歩、駄賃銀共」

元禄十四年 |利払 鴻池屋三郎兵衛損銀、 中ノ嶋裏借や普請入用共

元禄十六年 | 利払、 和食屋六左衛門損銀、堂嶋普請入用、其外諸払」

元禄十七年 二年 「利払、 和払 北浜二丁目家代、鴻池忠兵衛古借銀済遣ス損銀、 久宝寺町・今橋弐丁目・平野町ノ家代、外ニ天王寺や仁右衛門・菱屋甚七揖銀ニ払」 其外諸払」

宝永

「利払、

米之損し

四年 鴻池三郎兵衛・誉田屋六兵衛・越智次郎兵衛損銀とも」

「方、利払、居宅横町普請、玉江橋普請諸入用、上町下屋敷普請入用、其外諸事払」

宝永 ・瓦屋町家普請入用、諸事払」〔註、銀高一三六一貫五四〇匁七五〕 六年 「方"、利払、鴻池新田御地代金並普請酉年ゟ子年迄〔宝永二年より同五年まで〕諸事入用高、其外玉江橋・海部堀

宝永 七年 「方、利払、泉屋彦左衛門損銀、諸事払」

宝永八年

「方~利払、

「方~利払、 加賀屋弥右衛門·升屋清兵衛損銀、 善右衛門□入之祝儀、其外諸払□

奈良屋五郎兵衛損銀、平野町屋敷潽請料、中新田の内前嶋不残譲請候代銀、

鴻池茂平損銀、方、利払、諸払」

新吹引替銀之減、江戸現銀下シ駄賃、幷困窮ニ付心付銀、祝言入用、其外諸払口 『新吹引替減、小判売買之違、江戸現銀下シ賃銀、其外諸払

顕孝庵普請二而奉加銀、 重郎兵衛・惣兵衛・藤七自分家業申付候ニ付遣し誤、常安町屋敷繕普請、 堂嶋中弐丁目

家屋敷不残普請、 江戸現銀下シ賃銀、金吹替之減、其外諸払」〔註 銀高一四九七貫七九一匁一三

享保 三年 一七) 「古借シ損銀、 金吹引替減、江戸下シ金銀駄質、利払、居宅普請入用、 其外諸払」 銀高二四七五貫五二六匁

享保 四年 金銀引替減、 江戸下金銀駄ちん、利払、 北浜弐丁目家代、 其外諸払

享保 五年 一利払、 江戸下し金銀駄ちん、諸払.

六年 一利払、 江戸下シ金銀駒賃、江戸下り入用、 過書町普請諸入用

「利払、江戸下シ駄賃、常安裏町ご請入用、

阿波屋二郎右衛門殿、

うになった。 であり、 銀、 右の記述を通して知られることは、 小判売買の損、 家屋敷購入費、 遺憾というほかはない。 しかしその前年享保九年には、 顕孝庵普請、 普請費、新吹引替銀減などは、 この点は、 別家独立費、褒美銀などである。享保八年までは、 費用のうちには、 それ迄の罰単な記帳から精密は記帳への過渡的は形を示し、 収益の場合と同じであるが、諸払では享保十年から内訳が明示されるよ しばしばあらわれる。 利払、江戸下し金銀駄賃、 まれにあらわれたのは、 太兵衛殴へ損銀ニ成、 これら諸費用ごとの内訳が不明 諸事払が恒常的にあらわれ、 褒美銀、 米の損、 新田 地代 摜

六項目にわ

百拾九貫四百八拾九匁三分七厘

けて記帳された。

俎 六治弐貫五百三拾壱匁ハ利払

壱貫八百三拾七匁六分ハ掛屋敷普請入用 八貫三百九拾七匁八分七厘ハ褒美銀

拾貫百九拾四匁ハ米うり損

八貫九百拾五匁ハ寿心殿へ佐渡屋きさ内さち遣シ銀(カ) 残り備前広嶋卯年中会所入用

83

六三二貫八八四匁五分八厘

く継続する。われわれにとって鴻池家のごとき利貸資本の経営の費用を知ることは興味ある問題である。次にその点 に立ち入ろう。 こうして、費用の計算は精密化され、享保十年に確立された諸払の勘定は、明治まで大きい変更をこうむることな (1)

以下の家屋敷の購入については、宮本又次「鴻池家の家屋敷について」(大阪大学経済学第八巻第一号)を参照のこと。

享保年代

の他の年度はほぼ五〇〇貫目までである。享保十四年は五九七貫が「備前蔵取替銀半減損」、十五年も同じく、五九 およぶ。すなわち、享保十四年、十五年は千貫目に近く、元文二年には二、二一九貫目、寛政五年は七二〇貫目、そ は元禄期にひきつずいて非常に変動的であり、諸払高は二−三○○貫目から千貫目ちかくまで、ときには二千貫目に 享保十年以降の「諸払」の銀高は、諸払が費用の過半を占めるだけに、費用全体の動向とほぼにている。 諸払——享保十年以降

口、別帳有」となっている。両者で約一九〇〇貫目である。寛政五年には、「五百三拾三貫弐百四拾壱匁七分 内(内 万貫目前後から寛政一文化期には三万貫目台、 久宝寺町掛屋敷三ヶ所類焼ニ付普請入用別帳高、但御屋敷方到来物引残り)」 がある。 が注目される。この点は後述する。 四万貫目近くに増加しているのに、諸払はそれに比例していないこと すなわち、 資本総額は享保十年代の二

七貫目が「備前蔵取替半減損銀」となっている。 六〇〇貫目ちかい損銀が諸払増大の原因であった。 元文二年は、

·六百拾四貫三百八拾弐匁七分弐厘宗誠(三代宗利)御遣物遣候銀高」、「千弐百九拾六貫五百六拾匁六分四厘

れわれはここで算用帳から費用の記載をとりだし(小払もいっしよに)かかげよう。

内

六貫三四六匁五八 卯年西上町天満上町南側屋敷繕

イ普請

二七貫六九七匁 五貫〇三五匁 上町卯年小払

西隱居卯年世躰料

二七貫目

名附銀

二四貫一〇三匁五

六五貫一一七匁三

腰元いそきせ善次即□□□仕入

一四貫九五三匁 善次郎結納祝袋 利払世躰料

喜有工門様京有馬連回に

八貫五九五匁

一一六貫九六六匁五

三九賢九一七匁 一二二 賈六八二な 火亭以後別宅手代出入家内一家朋友合力銀

尼湾町武丁田借屋尼湾武丁目三郎兵工源兵工南瓦屋町家屋敷代

備前広嶋会所入用 警右エ門家督譲り請候節家内其外祝儀銀祝義参候為〆銀端物類小払誤有之

北浜北東角普請同南側裹座敷入用高火事之後

一六貫三六一匁二四 到来物品之代三治壱賞五百七拾目五分引残り 辰三月廿一日大火事ニ付諧色類売調物高九拾弐賞三百八拾三匁七分之内誻方な 京江戸下し金銀荷物凡駄賃銀状賃共

六〇貮八一三匁三

八八七匁六 七貫四七九匁八八

瓦屋町隠居諸道具其外品~ 同所辰編月極月阿月分賄銀祝義銀 、調物代

三〇貫六二六匁六

五二貫三一〇匁〇八

同所前べる之諸入用

35

七貫九六八匁五

一〇貫八五三匁三六

小払

[貫土]〇〇目

道具代

一八賈三七二匁〇二

九一貫二八一匁二八

小払高 不時用

人七四三貫七三七匁九四

二六四貫一二二匁九一 (文化十四年正月)

九一 語払

右之訳

四一貫八五九匁〇三

長月樣御隱居所亥年分世帯入用

一一貫六四八匁四四 上町掛屋敷亥年分世帯入用四七貫四七一匁四五 長音様御隠居所右同断

三四七匁二九 伏見町屋敷右同断 北浜両屋敷家賃指引不足

八貫三六八匁六六 江戸下し金銀駄賃一貫〇九六匁三 京四条屋敷右同断

三八六匁八二

向屋敷右同断

一貫八五一匁三八 京四条海臺敷繕普請諸入用一貫五五一匁二九 京伏見登シ右同断

瓦墨香·海墨敷右同断 京四条海墨敷繕普請諸入用別帳高

三七貫七九八匁〇三

内

娘お万鴻池又右ヱ門江養女へ遣條別帳高鑓料其外仕拵為入用金三百両幷名附銀差遣候內結納祝儀銀弐拾校

並内名附銀指引残り

三貫九三七匁九七 内

長月辰七十御年賀詣入用別帳高外ニ壱賞三百五拾目壱分三りん自分お愛善九郎万夏ゟ差上物小払帳ニ出

五貫七三五匁二七

右二所繕ぎ請用 御祝儀造物

但一〇貫二二二匁七

三貫九三〇匁八七

五貫九三〇目 加資量作右工門

道具代口と

五貫目 四三〇目

一五〇目

一五貫目

内

鴻池善之功殿助勢銀子年分

一九貫八〇〇目

支配人八人 世話料

市郎兵工・百助

但三貫五〇〇目ッ、 清兵工・彦次郎・徳兵工・次郎兵工

五〇〇月 三貫目ッ、

茂四郎

芸州境邻超岩当秋海出府之節海海密所二被仰付取繕養請入用別帳高

但京四条屋敷

利払

支払利息額である。享保十―十五年は

「利払世躰料」と記されている。享保二十年は「利払顕孝庵祠堂利」

四二貫五八八匁三四

二八四貫三四六匁五四

振舞 小払

但七七貫六九九匁七

三四貫四八三匁三六

遣物

七貫四八九匁二五 普請

六貫八七九匁一六 道具

八貫一三〇匁七五 四三貫六六四匁三二 世帯 不時

弐口

> 五四八貫四六九匁四五

次にその内容を検討するため、

右の享保十年、文化十四年の算用のほかに、

享保二十年、

延享二年および寛政七

年のそれを加えて、第一五表に示した。そとにおける諸項目を一三にわかち、それをA・B・Cの三類に分類した。 る。 Aは営業上の費用とみられるもの、Bはなかば営業上の費用とみられるもの、Cは非営業的支出とみられるものであ おのおのについて説明する。

と記されている。利払については別にのべる。

江戸下し金銀駄賃および京・伏見登せ駄賃である。

ている。

みられない。

これは常に多額であった。

八年)。「五百九拾七貫四百九拾壱匁七分 備前蔵取替銀半減損銀、申年分半分」(享保十四年)。

これは貸付 および 為替に関するものが多い。「弐拾壱貫八拾八匁五分八厘ハ天庄京為替滞銀損銀」(享保十

内容は不明である。さきにのべた広嶋会所、

別宅世帯料・世話料 これは別宅したもの、 別宅を許されて 本家づとめをしているものの 備前会所入用が主である。 給料にあたるものであ

る。これに関しては家憲との関係で宮本又次教授によって解釈がなされるはずである。

以上は、 純粋に営業上の費用とみてさしつかえない支出である。

が定められていた。三代宗利はその典型であって四代、五代の指導していた。従って隠居世帯料は、 隠居世帯料 鴻池家では当主はかなり早く隠居するならわしで、その場合隠居して後も経営上の指導にあたること 純粋の家計とは

世帯料である。これらにおいて何らかの業務を営んでいたと考えられるから、なかば営業上の費用であろうと推測 これは鴻池家がもっていた諸屋敷、 上町、 瓦屋橋、 北浜、 伏見町、 尼崎町、 天満町などの屋敷における

がこうした形であらわれたものではないかと推測しているが、この点きめてがなく、今後追求にまたねばならない。 屋敷家賃差引残り 諸屋敷がその周辺にもっていた借家からあがる家賃とおのおのの屋敷の費用が相済され、 残額

が含まれているが記事からは判断できない。 ^宝敷購入・普請 これは文字通り家屋敷の購入とその普請、 修繕費である。 このなかにも店舗とそうでないものと

名付銀 これは、奉公人に一定銀額を与えた形にして、本家が預りのなかに入れ利息をつけてやることになってい

89 たものである(家憲)。 奉公人が独立するときに元利をわたした。 そのため一たん支出の形をとったのである。 とれ

享保以降の年代は、

鴻池家が自己資本による大名貸へ純化する過程であったのだから、

このうち利払に注意を払うこ

冠婚葬祭

これには、

子女の結納なども含まれている。

またいろいろの祝儀銀も含めた。

も営業上の費用に入れた方が適当かと考えたが、家憲をよんでみるとそうわりきれない点が多い。 以上は、いろいろ問題があり、今後の研究で修正されねばならないが、なかば営業上の費用と目されるものである。

その他 不明 火事による出費、そのほか内容が不明なものなどである。 享保十年のこの項が多額であるのは、 主

分類をこころみたわけである。 こそが問題である。 の区別をたて、その非合理性を指摘するよりも、その点に注意をはらいながら、むしろ両者を統一的に把握すること すなわち経営と家の別が截然としていなかったことは知られている通りであり、こうした研究にあっても、 として妙知焼のためである。 以上は、 ほぼ非営業上の費用とみられるものである。 今は史料の不備、 (続稿においてこの点をとりあげる用意がある。) 研究の浅さのためそこまで到達しえない段階であるから、 当時の商人経営にかぎらずあらゆる経営において、 ひとまず右のごとき しいてそ 公私の別

明瞭 たい二十数%、 のである。 なみに読みかえるには、 な動向は導き出しにくい。 享保十年は妙知焼けに伴う費用が非常に多額であった (「その他・不明」の欄に入れた)。 Bは四○一七○%ということになる。 利払以下のパーセンテイジを二倍弱にすればよい。そうすると、 だが、 われわれがすでにあきらかにしたところによれば、 しかし以上の諸払の年代的構成からは、鴻池家の経営に関する Aは享保二十年を除きだい 諸払の内容が明確に この年を平年度 なった

第一五表は、貸有銀および預りの分析に用いた年度とあわせて作製し、それに享保十年、二十年は別に附加したも

(310) とにしよう。

15表 諸払の構成

艦

ī>		O iii v	适		公	_	B E	1.0	 23		別	×	<u></u>	会	 查	分質	7
=#	から高・4 密 中	· · · · · ·		小計	付銀	屋敷購入・沓蒿	居业家宜 浩 引	屈 敷 入 川	医唇性带料	小 計	本語世 名 世代	所入用	銀	無 駅 質	公		/
632,884.58	367, 482, 36	52,310.08	22, 432. 88	183,045.08	27,000.—	123,313.08		5,035	27,697.—	82,357.14		878.60		16,361.24	65,117.30	銀高	- 早 年 10
100	58. 1	, œ	3.5	28.9	4.3	19.5		0.8	-	13.0		0.1		2.6	10.3	比率	井
294, 295. 05	9, 409. 81 25, 316. 06		15,906.25	119,800.16	21,000.—	7,301.80	665,85	4, 141.80	86,690.71	149, 178.83	9,000.—	873.66	15,608.41	2,975.51	% 10.3 120,721.25	銀屑	享來 20
1 00	3. 2 8. 6) }	5.4	40.7	7.1	2.5	0.2	1.4	29.5	50.7	3.1	0.3	5.3	1.0	41.0	比州	并
507, 268.88	87,598.48 141,123.68		53, 525, 20	234, 885.06		115,056.04	•	2,062.91	117,766.11	50.7 131, 260.14	13,500.—	2,227.30	6,000.—	14,597.56	買 匁94,935.28	銀高	延享 2
100	17.3 27.8		I 0.5	46.3		22.7		0.4	23.2	25.9	2.7	0.4	1.2	2.9	18.7	比率	1
*417,846.05	3,711.73		3,711.73	303,021.11		283,983.58	4,569.75	14,467.78		111, 113. 21	22,000.—			15,271.07	[II 勿 73,842.14	銀	寛政 7
100	0.9		0.9	72.5		68.0	1.1	3.5		26.6	5.3			3.7	17.7	比率	併
264, 122. 91	18,930.87 78,616.87	5,930.—	53,756.—	113, 197. 75		9,819.88	2,398.95	11,648.44	89, 330. 48	72,308.29	19,800.—			9,919.95	賈 匁 42,588.34	劍	文化 14
100	7.2 29.8	2.2	20.4	42.9		3.7	0.9	4.4	33.8	27.4	7.5			3.8	% 16.1	比率	14年

が、内訳からすればここに示したとおりである。比率は小数2位以下4拾5人。 おのおの1月6日の質用であり、したがって前年度の費用である。 * 算用帳では,417貫846匁09となっている

第 16 表 預り銀に対する利払額の率

1		1 1	LIASSE)			1	1-6-562
年	年間利払額	預り高	比率	年	年間利払額	預り高	比率 %
享保8年	62,531.—	1,856	3.4	天明4年	57,492.77	5,430	1.06
9	65,117.3	2,474	2.6	5	54,732.14	5,061	1.08
10	62,029.47	1,767	3.5	6	59,531.14	6,213	0.96
11	65,579.14	1,640	4.0	7	61,351.14	4,732	1.30
12	78,986.89	1,503	5.3	8	58,608.14	8,689	0.67
13	77,344.09	1,628	4.8	9	63,125.14	8,914	0.71
14	86,397.12	1,827	4.7	寛改2年	61,628.14	8,347	0.74
15	63,854.21	1,799	3.5	3	66,018.14	10,201	0.65
16	82,458.62	2,237	3.7	4	74,011.64	13,075	0.57
17	103,182.23	1,660	6.2	5	71,994.14	13,028	0.55
18	116,245.65	2,024	5.7	6	73,842.14	14,610	0.51
19	120,721.25	2,469	4.9	7	82,538.14	13,750	0.60
20	98,196,33	2,514	3.9	8	41,459.34	13,443	0.31
21	88,383.41	2,723	3.2	9	44,797.34	14,322	0.31
元文2年	117,640.03	2,526	4.7	10	39,233.32	9,606	0.41
3	129,535.58	2,504	5.2	11	40,593.34	13,800	0.29
4	131,289.81	2,705	4.9	12	42,846.84	13,740	0.31
5	148,859.1	2,628	5.7	13	39,229.34	14,213	0.28
6	73,705.08	2,173	3.4	享和2年	37,369.34	15,311	0.24
寛保2年	71,778.58	2,556	2.8	3	40,657.34	14,384	0.28
.3	83,385.48	3,921	2.1	4	37,959.07	13,409	0.28
4.	94, 935, 28	3,155	3.0	文化2年	34,718.17	11,369	0.31
安永元年	110,449.94			. 3.	34,818.54	11,307	0.31
2	129,475.44	7,846	1.7	4	35,082.54	12,280	0.29
3	106,528.94	9,273	1.1	. 5	37,724.04	12,954	0.29
4	112,510.94	9,499	1.2	6	37,774.54	12,356	0.31
5	127,681.94	7,943	1.6	7	36,650.54	11,830	0.31
6.	126,294.94	7,865	1.6	8	39,510.94	11,987	0.33
7	61,603.44	6,447	0.96	9 '	38,398.34	12,312	0.31
8	58,936.94	6,465	0.91	10	38,712.34	12,390	0.31
-91	48,868.14	5,949	0.82	11	41,516.84	12,533	0.33
10	52,996.14	5,636	0.94	12	40,094.34	12,953	0.31
天明2年	50,734.14	5,988	0.85	13	42,588.34	11,968	0.36
3	52,050.14	7,230	0.72			ļ	

当該年間利払額の期首預り銀に対する比率である。

不可能になっていた。

利払額は享保八年から文化十三年までの九十余年の間、最高でも一四八貫目余であり、資本・資産などの諸額にくら らは○・五%前後、 保・延享にはややさがっている。安永年度に入ると一%台となり、 う銀に対する比は、 一六表は利払額と預り銀に対する利払額の比率を示す。 |享保--元文期にくらべると安永以降半分以下、寛政中ごろから十分の一以下となったのである。 寛政八年以後は○・三一○・四でほぼ○・三%を上下するようになった。すなわち、 大観すれば、享保九年から元文六年までは三一六%、 同七年からは一%をわるようになる。 利払額の預 寛政四年 疐 カン

いわねばならない。 、れば、まったくとるに足りない小領ではあったが、利払額の預りに対する比率の低下は実に驚くべき変化であると 運用される資本に対する収益の比率は、全時期を通じて低下の傾向にあり、宝永頃よりそれは当時の利率を下まわ しかしこれは決して預りの利率が低下したことにもとずくのではない。その理由を示そう。

分を占めてしまった。したがって資本として運用する金を利子つきで借り入れるごときは、おそくとも安永以降には 例えば寛政七年九・五%、文化十四年三・八%のごとく、比率を低下させ、自己資本と菲定されるものが圧倒的な部 た るようになった。安永後半以降はさらに、利廻りの半分程度となり、寛政八年以降は資本に対して二%程度に低下し (第一○表)。預りにおいても これと比究して商人からの預りをはじめ業務関係から生ずる預りは 寛政以降には、

わかるように (第一二表⑷⑸)、たんなる取引残高にすぎない。 かくて 利払額の預りに対する比率の低下は、

わずかに残存した、業務関係から生じた預りは、寛政七年、文化十四年の預りの構成をみれば

他人資本の減少、 原因とするものであることはあきらかである。 (二)したがって預りは無利息のもの(自己資本)が圧倒的部分を占めるに至ったこと、を主たる

(1)

払

93 小払は、 寛文十年 十二年の算用帳の引用で示したように、 初期にはおおむね「万事小遣入申候」 (寛文十年)、

以後普通の年度をみれば、 万事小払遣申候分」(同十一年)、「小払遣申候」(同十二年)などと記され、延宝末年までは十貫目未満であった。 正徳二年まで百貫目未満、 正徳三年―元文三年までは百貫目前後、それ以後はほぼ二―三

き記載である。元禄二年の小払は三七四貫の多額であったが、 小払の場合もそれが分化するのは、享保七年である。その前後の事情を説明する。元禄年間までは、 百貫目であるが、天明五―八年には三―四百貫目となり、寛政後半は百五十貫目、文化期は二百貫目台となっている。 「小遣」とだけしか記されていない。 右に示したごと 元禄六年

払・小払のほかに一五八匁三分四厘が「小判そん」と別に記されている。元禄十六年には、九六貫目余の小判

凡三拾六貫、道具代」、十七年には一一八貫目余のうち「凡六拾六貫目

道具代」とあり、小払の中に多額の道

のうち

享保五

代が含まれていたことがわかる。 同七年以外は注記だけを記す。 次に 小払の内容を示している部分を抜きがきしよう。 正徳三年、 同四年、

正徳四年 正徳三年 百弐貫七百四拾九匁七分八厘 九拾貫弐百三拾七匁六分壱厘 巳年小払 辰年小払 内三拾四貫目ハ 道具代・別宅入用」 内三拾壱貫弐百七拾目ハ 備前·広嶋入用」

正徳六年 「内拾五貫目

「内弐拾六貫三百目程

蔵田火事之節遣物、

木蔵普請、

堂嶋火事之節人足遣シ銀、

治兵衛・九兵衛結納、

正徳五年

内四拾七貫目

道具代其外不時之分

享保三年 九兵衛宿はいり、 一内三拾九貫目程 重郎兵衛·惣兵衛両替道具、 伊代出生諸□道具代、 藤七拵、 蔵田火事見廻 其外道具代 備前下り入用

享保四年 「内弐拾貫目程道具代、其外不時

享保五年 「一百三拾弐貫弐百弐拾九匁六分六厘 七拾五貫七百六拾七匁七分八道具代 年中小払 95

享保七年には、

年中小払は「道具代」「不時入用」「小払」の三項目の内訳が記された。(ここで小払の中に小払が

拾九貫八拾壱匁九分四厘ハ子共入家入用妙源入用

叉

手代別宅入用、其外不時

三拾七貫三百八拾目弐厘 小払

叉

享保六年 り之節入用、新田半四郎江祝義鉄、土佐江下ン手代入用、南泉院双妙寺奉加座摩宮□景籠代、其外色々」 「内拾弐賈五匁五分六厘」不時入用、弐貫目程道具代、其外御口殿様不時上ケ物代、伊代京登り入用、

亀屋源介殿下

四貫四百弐拾目七分 不時入用 四拾七貫八百六拾目 道具代

享保七年

「一 百拾八貫目壱分弐厘 年中小払高

残テ六拾五質八百拾九匁四分弐厘 年中小払」

ことになっていた。との中には家の側面からの支出があるわけである。また奉公人待遇の原則は享保四年に出来たか まれているが、経営の側面から生じた費用よりも家の側面から生じた支出であるように思われる。手代が別宅を申し つけられる場合でも、あるいはその婚礼の場合でも本家、本家の奥、隠居、隠居の奥、嫡子などから金や物品を贈る 明)、両替道具代、伊代(四代の長女)出生の費用、備前下り入用、ほ代京登り入用、新田の半四郎(手代であろう) 物は「つかいもの」または「つかわしもの」とよむべきであろう)、火事のときの人足代、手代の結約・宿はいり(不 への祝儀銀などである。 以上の費目のなかには、 経営と関連あると思われる則宅や常前下 り、 土佐下りの費用も含 以上の記載から小払の性格を考える。 内容は、道具代、備前・広嶋入用、別宅入用、不時(入用)、 火事見舞(遺 それ以前にはこれらの支出は諸払のなかにではなく、小払のなかに入れられていたことも想像できる。

の記事以上のことは不明である。享保十五年にいたって、次のごとく記されている。

小払高

ある形になるが後者は、享保十五年より世帯方入用となる。) しかし 享保七年以後の小払の内訳は、それ以前の若干

弐百九貫三百五拾五匁弐分七厘 伹

六貫四百八拾弐匁壱分五厘 七拾六實百九拾八匁七分三厘

> 中国用 道具代

拾壱貫六拾七匁五分六厘 合力米三百俵御領紙蔵元被仰付候証□入用 備前入田

拾五貫七百三拾六匁弐分五厘 喜右ヱ門様自分酉秋国下り入用高 広嶋入用

不時入用

世帯方入用

拾弐賈七百三拾四匁八厘 右同断

八拾六貫七百三拾六匁五分

(316)

が

があり、名称としては不適当であるから、後者が「世帯方入用」と名づけられたものであろうが、これによって内訳 嶋入用はさきにも出ていたし、道具代、不時入用は享保七年以後、定着してあらわれた。「世帯方入用」は、 右の記載からは、享保七年以前の記載から推定された小払の性格と変化していないことが察せられる。備前入用、広 きはじめてあらわれたものであるが、小払のうちの小払に相当するものであることがわかる。小払のなかに更に小払

一層具体化した。享保十六年には、「不時入用」「家具並繕普請入用」「世躰方入用」からなり、

十七年には「不時

てのと

97

管、道具代、世赫入用となる。元文六年には、再び「振舞」三四貫余が再びあらわれて五項目となり、寛保三年から 蜡 用」「世躰用」、十八年には「婚礼振舞入用」「不時人用」「道具代並脇指小道具共」「世躰方」からなる。 道具、世躰方の三項である。 享保十九年の道具代のなかには 脇差が含まれている。 元文二年以後は、 その後、 不

以後再び六項目となる。明治三年にも、六項目の同形式をとっているから、この形式は基本的には不変であったと考 帯の六項だてが続く。寛政六年以後「普請」がなくなり、享和四年、文化五年、 えてよい 「遷物」があらわれ六項目となる。とれは延享二年まで続く。安永二年以後も、 文化七年にまたあらわれ、 振舞・遺物・普請・不時・道具 文化 · 世

はっきり家計的支出となったと断ずるに充分な史料はない。したがって以上のことは推測にとどめておく。 以上を通観すると、 小払は諸払に比較して非常業的支出の法格が強く、この傾向にのちに至るほどはっきりするよ 遣物、普讀、不時、道具、 世帯の六項に集約されるからである。 しかし享保末年以降、 小払が

費用に いつい

費用および支出の検討から、

えなかった。そうした傾向はすでに元禄末年か宝永ごろ、だいたい一八世紀にはいるとあらわれたのであるが、そう こた動向を決定づけたのは享保期であった。 われわれは以前の観察からと同じく、 ふたたび鴻池家の経営の退嬰化を指摘せごるを

貞が五代宗益に家督を譲りわたした享保八年(一月六日)の前後である。享保八年には三代宗利は五十七才、宗貞は にかけて両者の内訳がくわしく算用帳に記載されるようになったことがあきらかにされた。これは、 ることであり、諸払・小払の記載から家せられるところである。ところで諸払・小払の検討から、 元禄末年から享保期にかけては鴻池家にとっては突に多端な時期であった。 第一表算用表をやや詳細に 享保七年から十年 ちようど四代宗 み n ば わ か

前期的資本の蓄積過程 二十七才であり、宗益はわずか七才であった。だからこれは、享保八年の家憲の制定がそうであったと考えられるよ - 支出に対する関心の増大となったといえる。第一表の費用Lをみてゆけばわかるように、安永以降は費用は資本の増 がこまかく規定された。その方針の一つのあらわれが算用帳における諸払、小払の精密化であったと考えられる。家 うに、主として宗利の主導のもとに行われたものと推察される。すなわち、家憲の制定によって経営および家の運営 憲にあらわれた消極的なまでの家業維持の志向、 大に比例して増加しなかった。これは経営の運営が積極的でなくなった一つの証拠である。 あきらかである。 であると考える。 のではないかという推定もなりたつのであるが、鴻池家の経営の歴史的過程を検討した結果、 算用帳に記載された諸項目のすべてにわたっておのおの帳簿があり、そこで精算されて算用帳に転記されたことは したがって、 補助帳簿が精密である場合かえって算用帳面においてはかんたんにしか記載されない 資産を増大させるよりも何とか維持温存しようとする志向、 右のごとく把握すべき

これが

育賀喜左衛門氏もそう推定される。「鴻池家の家憲」(『封建制と資本制』三二七頁)

(1)